（放射線環境対策室並びに企画官及び上席放射線防災専門官）

第十八条　監視情報課に、放射線環境対策室並びに企画官一人及び上席放射線防災専門官二十一人を置く。

［2・3　略］

4　環境放射能対策官は、命を受けて、放射線環境対策室の所掌事務（第二項第二号に掲げるものに限る。）のうち専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

5　［略］

6　上席放射線防災専門官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一　次に掲げる事務であって、放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関する事務のうち専門的事項の企画及び立案並びに実施に関すること。

イ　原子力事故による災害の防止に関し必要な施設、設備又は資機材の整備に関すること。

ロ　原子力事故による災害の防止に関する防災訓練及び研修に関すること。

ハ　原子力事業者防災業務計画に関すること。

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、原子力事業者又は地方公共団体が実施する原子力災害予防対策に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関する事務のうち専門的事項の企画及び立案並びに実施に関すること。

三　放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務のうち専門的事項の実施に関すること。

［条を削る。］

10　防災システム専門官は、命を受けて、原子力災害対策・核物質防護課の所掌事務に関する防災システムに係る専門的事項に関する事務を行う。

11　原子力事業者防災・訓練推進官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一　原子力事業者が作成する原子力事業者防災業務計画並びに原子力事業者が実施する防災訓練の企画及び立案に係る技術的助言に関すること。

二　委員会が実施する防災訓練の企画及び立案並びに評価に関すること。

（放射線環境対策室並びに企画官及び地方放射線モニタリング対策官）

第十八条　監視情報課に、放射線環境対策室並びに企画官一人及び地方放射線モニタリング対策官二十一人を置く。

［2・3　同上］

4　環境放射能対策官は、命を受けて、放射線環境対策室の所掌事務のうち専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

5　［同上］

6　地方放射線モニタリング対策官は、命を受けて、特定の地方における放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定並びに放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務のうち専門的事項に関する事務を行う。

［各号を加える。］

（放射線規制室及び保障措置室並びに企画官）

第十九条　放射線対策・保障措置課に、放射線規制室及び保障措置室並びに企画官一人を置く。

2　放射線規制室は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の施行に関する事務をつかさどる。

3　放射線規制室に、室長及び廃止措置確認専門官二人を置く。

4　廃止措置確認専門官は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に関する事務のうち許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置に関する専門的事項の調査、指導及び助言に関する事務を行う。

5　保障措置室は、国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する事務をつかさどる。

6　保障措置室に、室長を置く。

7　企画官は、命を受けて、放射線対策・保障措置課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。